

津波災害警戒区域及び避難確保計画について

令和7年8月4日

神奈川県 暮らし安全防災局・県土整備局

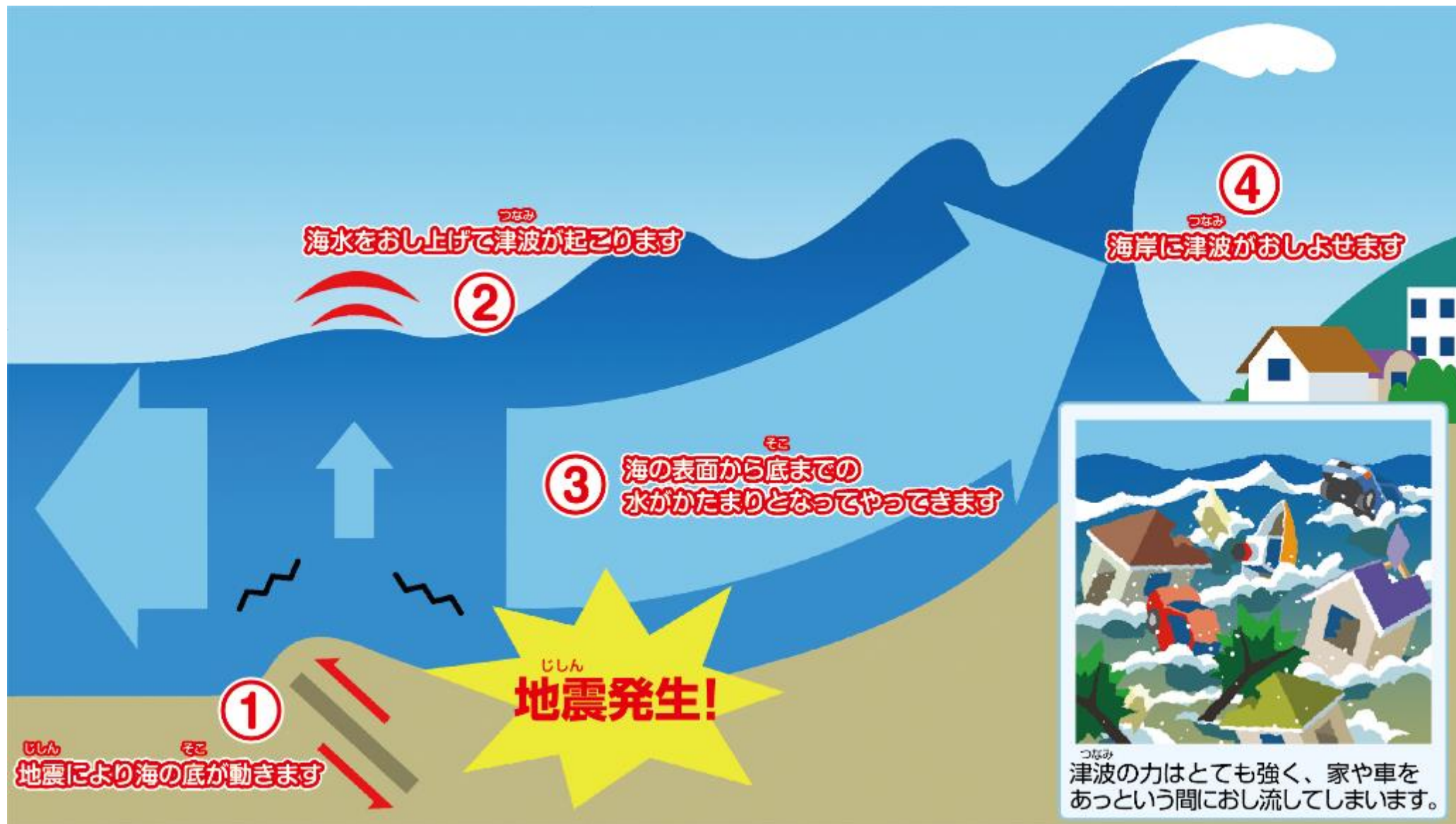
01 津波災害警戒区域について

02 避難確保計画について

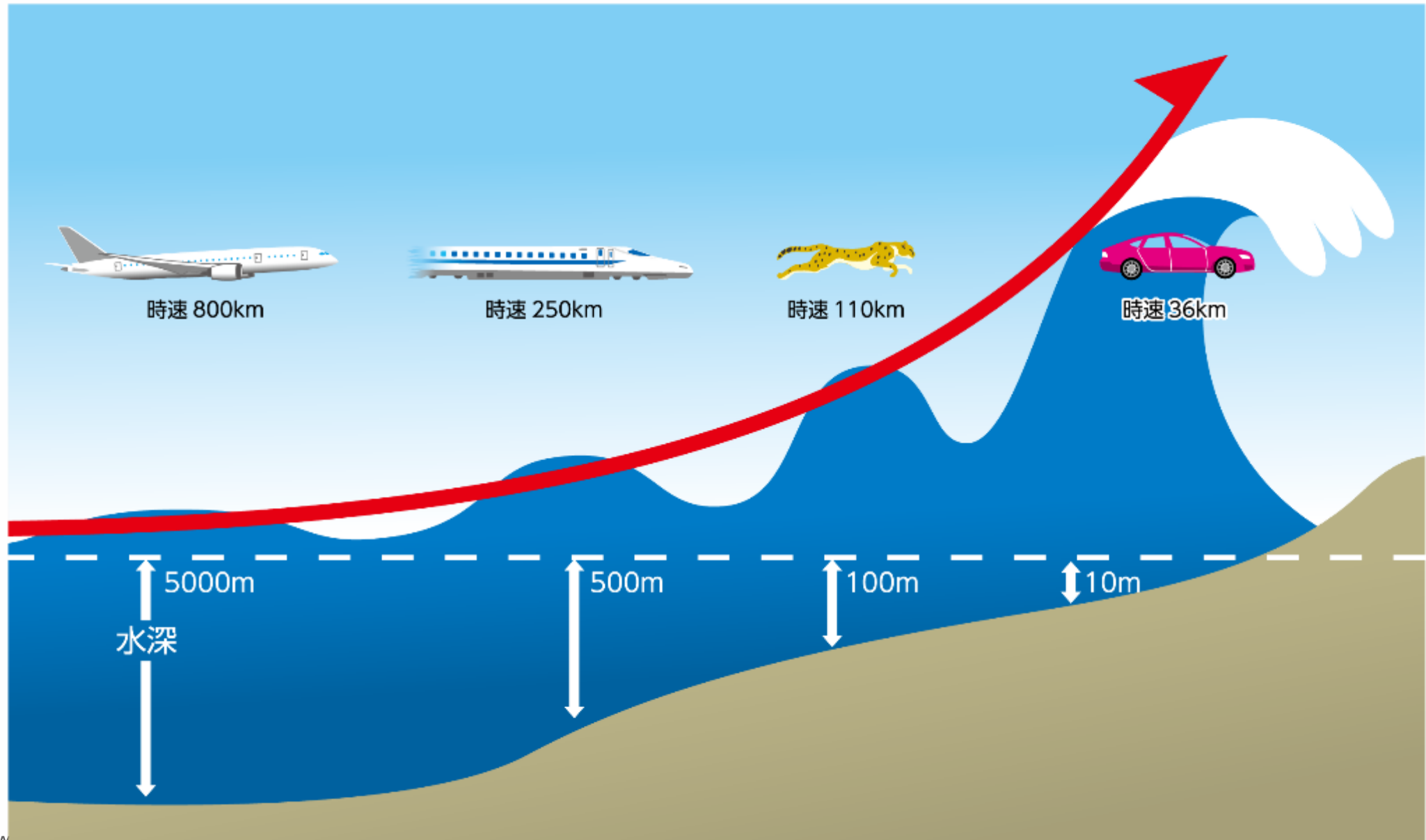
01 津波災害警戒区域について

- ◆ 津波発生メカニズム . . . P.04
- ◆ 東日本大震災の教訓 . . . P.06
- ◆ 津波防災地域づくり . . . P.07
- ◆ 津波災害警戒区域 . . . P.11
- ◆ 津波から命を守るために . . . P.13

津波発生メカニズム



津波発生メカニズム



被災地での調査結果等からわかったこと

- ① 過去数百年の地震履歴からは想定できない災害レベルの津波が来襲
→抜本的に津波の想定を見直す必要がある。
- ② 津波から安全に避難するには何よりも**早期避難が重要**
津波襲来を予想していない人も**周囲の声掛けにより避難**していた
→日頃から、**津波リスクを正しく理解**し、もしもの時に**すぐ逃げられる**
ようにしておく必要がある。
- ③ 防潮堤などの**ハード対策だけでは防げない津波**が襲来する可能性がある
→**ソフト対策**が一層重要となる。

津波防災地域づくりに関する法律

(平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)

基本理念

『なんとしても人命を守る』

考え方

将来起こりうる津波災害を防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進

津波対策を構築するにあたっての これからの想定津波の考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

中央防災会議ほか(2011)
「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告」より

頻度の高い津波（L1）

発生頻度は高く、津波高は低いものの
大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波(L2)

発生頻度は極めて低いものの、
発生すれば甚大な被害をもたらす津波

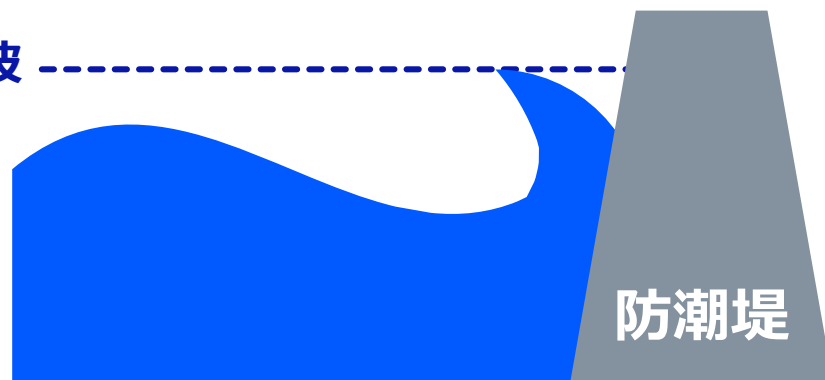
L1

レベル1(L1)津波

<関東大震災クラス>

- 比較的頻度の高い津波
- 数十年から百数十年に一度
- 津波は防潮堤で止める
- 防潮堤の高さを決める

L1津波



防護

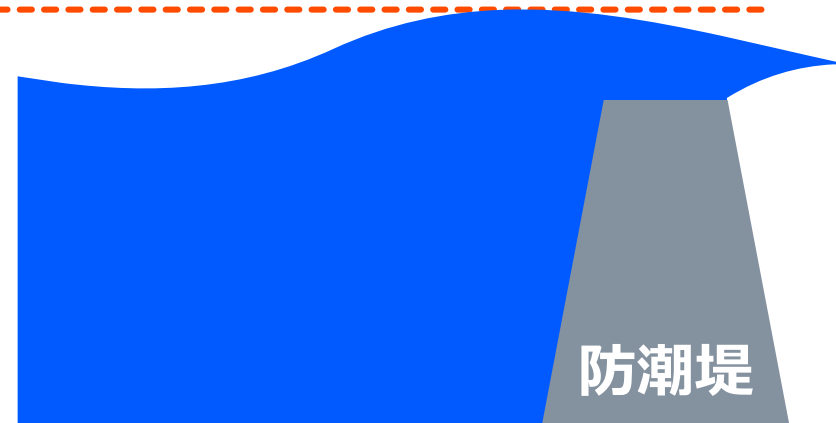
L2

レベル2 (L2) 津波

<東日本大震災クラス>

- 最大クラスの津波
- 数百年に一度
- 津波は防潮堤を越える
- 総合的な津波防災対策

L2津波



減災

津波防災地域づくり

津波防災地域づくりに関する法律

(平成23年12月施行)

国の基本指針

(平成23年12月公表)

津波浸水想定の設定

(平成27年3月公表)

津波災害警戒区域の指定（イエローゾーン）

任意

- 警戒避難体制の整備
- 基準水位の公表
- など

津波災害特別警戒区域の指定

任意

- 区域内の要配慮者施設に開発規制がかかる **オレンジゾーン**
- 県の指定後に、市町が条例により、開発規制の対象に住宅等を加えることが可能 **レッドゾーン**

推進計画の策定

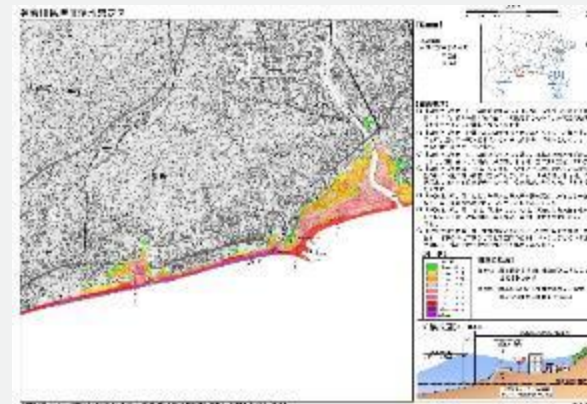
任意

- ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合的な計画



津波浸水想定 (平成27年3月公表)

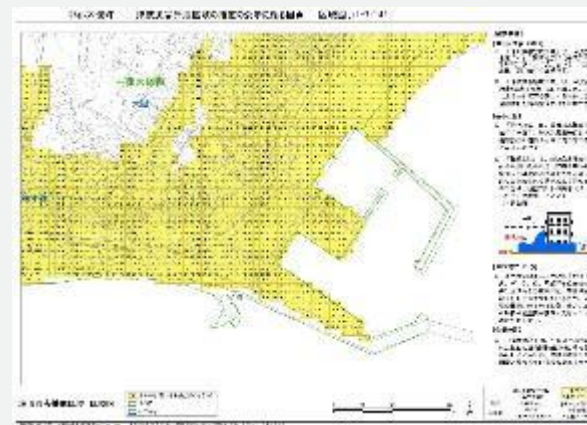
住民の方々に津波による浸水の
リスクをお知らせ



リスクへの対策

津波災害警戒区域 (令和7年3月指定予定)

津波浸水想定内の住民の方々が津波から
逃げることができるよう
警戒避難体制を整備する区域



- ・ 津波から「逃げる」ための警戒避難体制を特に整備すべき区域
- ・ 土地利用や開発行為等に規制はかからない

津波災害警戒区域指定の効果

① 基準水位の公表（ハザードマップへ反映・更新）

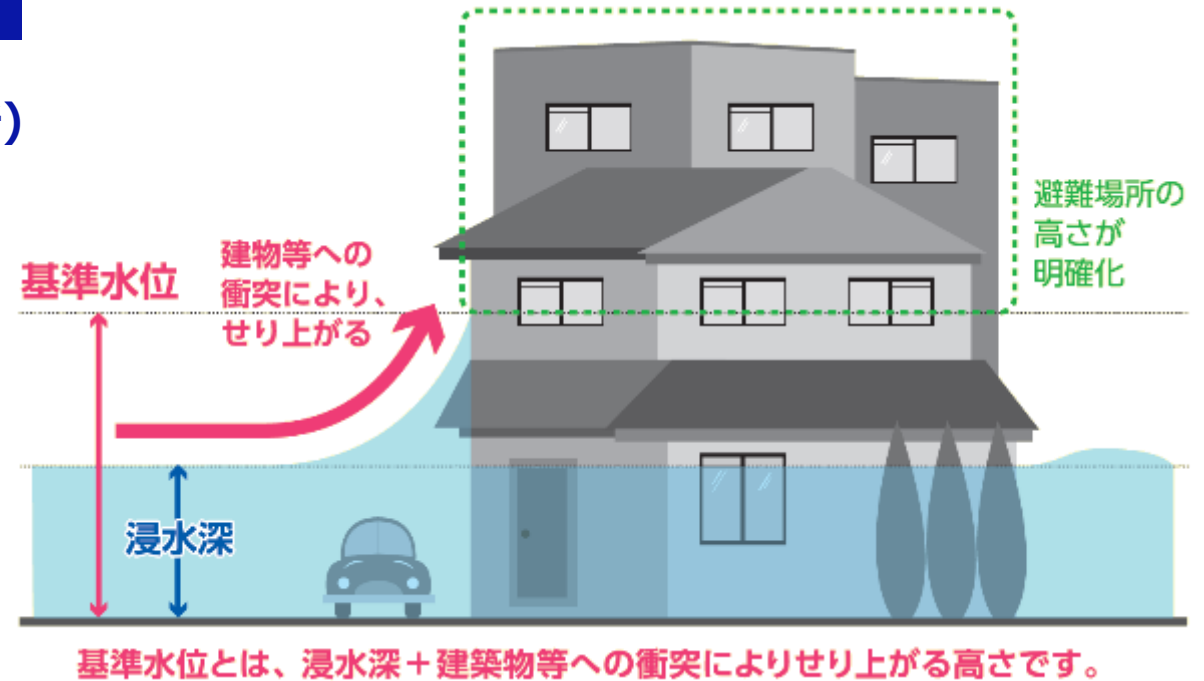
基準水位 = 浸水深
+ 建物等への衝突による津波のせき上げ高

② 要配慮者施設等への避難確保計画の作成・訓練の義務化

要配慮者利用施設等 = 社会福祉施設、学校等

③ 指定避難施設等の指定

④ 地域防災計画の拡充

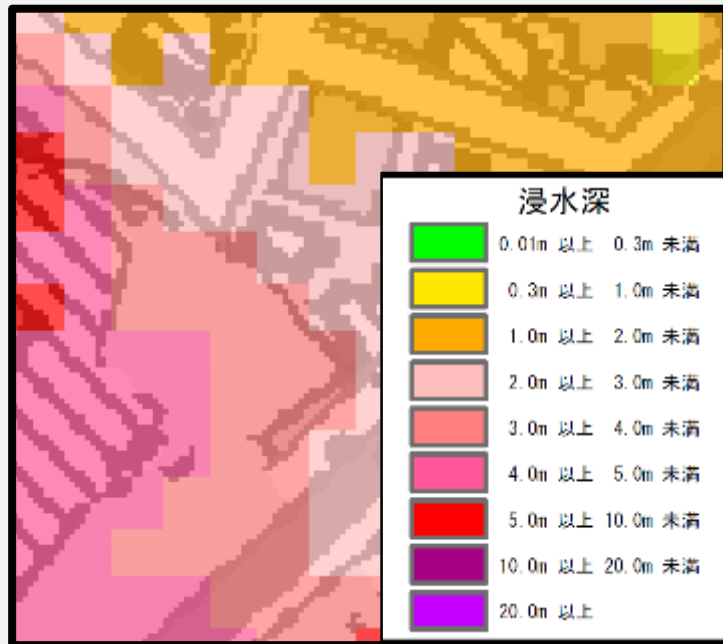


出典：県災害対策課作成リーフレット(2020)

津波災害警戒区域

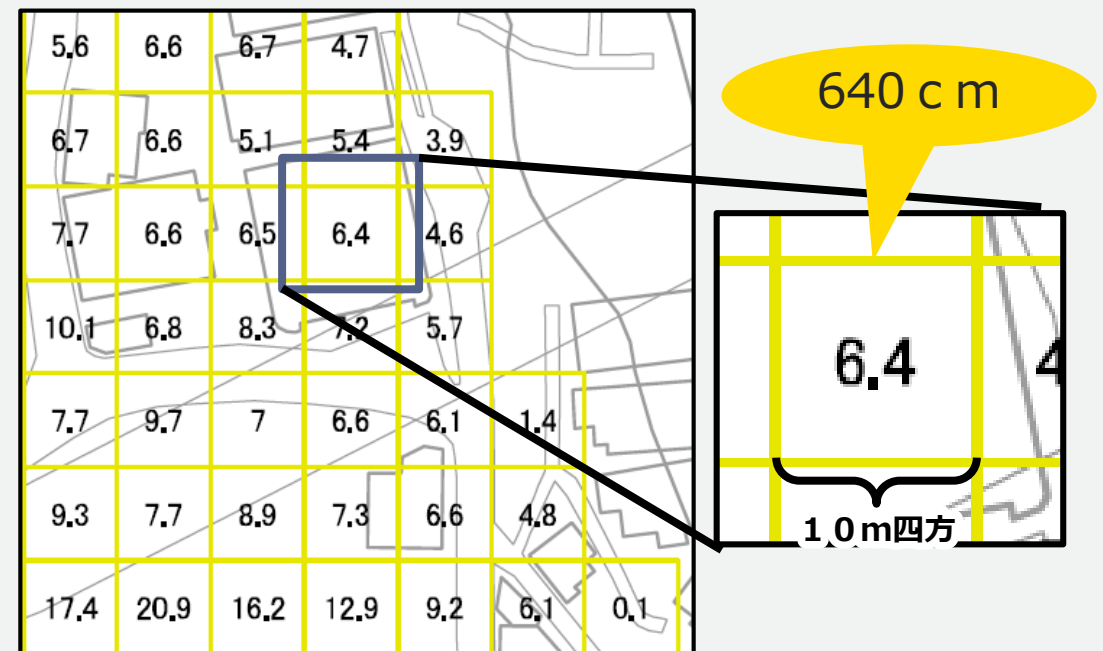
津波浸水想定

- 色ごとに幅がある
→ 具体的な浸水深が**あいまい**
- 浸水深
→ 地面から津波の海面までの高さ



基準水位(津波災害警戒区域)

- **10cm単位で表示**
→ 避難に要する高さが**明確に**
- 基準水位
→ 浸水深 + 建物へのせり上がり分



警戒区域の指定により、警戒避難体制が一層整備されますが・・・

地震に伴う強い揺れ 長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

- ✓ 津波注意報・津波警報等の発表、避難指示の発令を待たず、ただちに安全な高台等へ避難しましょう。
 - ✓ 率先して避難し、少しでも多くの人に行動を促しましょう。
-
- ・ また、日頃から、津波ハザードマップ等を活用し、避難場所や避難経路、浸水想定範囲、基準水位等をあらかじめ確認し、実際に避難してみることが重要です。

陸域における津波被害と浸水深との関係

浸水深	目安
0.3m以上	避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
1 m以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
2 m以上	木造家屋の半数が全壊する
5 m以上	2 階建ての建物が水没する
10m以上	3 階建ての建物が完全に水没する

出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会(2012)

『南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編—津波断層モデルと津波高・浸水域等について—』

02 避難確保計画について

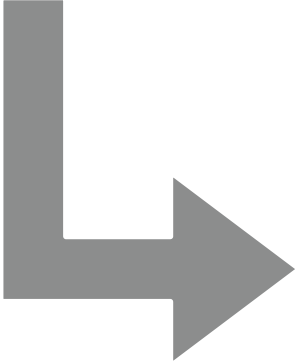
- ◆ 避難確保計画とは . . . P.16
- ◆ 避難確保計画の作成が義務付けられる施設 . . . P.17
- ◆ 避難確保計画作成の手引き . . . P.20
- ◆ e-かなマップによる避難経路図の作成方法 . . . P.27
- ◆ 参考資料 . . . P.35
- ◆ 茅ヶ崎市からのお知らせ . . . P.37

施設の利用者の津波の発生時における **円滑かつ迅速な避難の確保**を 図るために必要な措置に関する計画

＜津波防災地域づくりに関する法律 第71条第1項より抜粋＞

避難確保計画の作成が義務付けられる施設

- ・ 津波災害警戒区域
- ・ 市町村の**地域防災計画**に名称と所在地が記載された、
- ・ 地下街等、または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の**配慮を要する者**が利用する施設



義務

- ①避難確保計画の**作成**、市町村長への**報告**、**公表**
- ②避難確保計画に基づく**避難訓練**の実施と市町村長への**結果報告**

避難確保計画の作成が義務付けられる施設

【参考】社会福祉施設、学校、医療施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

避難確保計画の作成が義務付けられる施設

【参考】 避難確保計画の作成等が義務付けられるその他の区域

区域名	対象となる災害	根拠法
洪水浸水想定区域	洪水	水防法
雨水出水浸水想定区域	内水	//
高潮浸水想定区域	高潮	//
土砂災害警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、 土石流、地すべり（地滑り）	土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律

※ 各区域の確認方法

- ・ 国交省：「重ねるハザードマップ」「わがまちハザードマップ」
- ・ 神奈川県：「e-かなマップ」（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のみ）

避難確保計画作成の手引き 計画作成に当たって（抜粋）

水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）、津波防災地域づくりに関する法律（以下、「津波法」という。）で、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）に避難確保計画作成し、避難訓練を実施することが義務付けられています。

国土交通省では、要配慮者利用施設における避難確保計画作成の一助として、平成29年6月に「避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を公表し、さらに令和2年6月には、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波の災害別に分かれていた手引きを統合して、「避難確保計画作成の手引き」を改定しました。本手引きは、自然災害のうち人的被害が発生するような洪水、雨水出水、土砂災害、高潮及び津波に伴う避難を対象としています。なお、火山災害に伴う避難については内閣府の「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を参照してください。

避難確保計画作成の手引き 目次の例（66頁）

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7
6	避難誘導	様式4	8
7	避難に必要な設備の整備	様式5	9
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
10	自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	11
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12	緊急連絡網	様式9	13
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	14
-	自衛水防組織活動要領	別添	16
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	17
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	17
-	避難先までの避難経路図	別紙1	18
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	19
-	タイムライン	別紙3	20

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7
6	避難誘導	様式4	8
7	避難に必要な設備の整備	様式5	9
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12	緊急連絡網	様式9	13
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	14
15	防災体制一覧表	様式12	15
-	避難先までの避難経路図	別紙1	18
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	19
-	タイムライン	別紙3	20

※市町村に提出必要

避難確保計画作成の手引き 防災体制（26頁）

レベル	統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・（避難誘導体制の確認） ・（避難ルートの確認）	・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）
注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・（避難開始判断）	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・（避難誘導開始）	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配
警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬
非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・（緊急安全確保の判断）	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・（緊急安全確保の誘導）	・避難先での持ち出し品等の管理

限られた時間に迅速かつ確実に
施設利用者の避難を確保するためには...

- ✓ 施設の体制を機能的に組織する
- ✓ 施設職員の役割分担を定める



防災体制を確立した際の
組織構成と**役割分担**しておく必要がある

※レベルによって異なる場合があるため、段階ごとに記載

避難確保計画作成の手引き 防災体制・津波の例(70・71頁)

津波到達時間が短い場合

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡						・移動用車両の確保		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒ 様式12

警戒レベル3 ↓ 警戒体制	- 地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合 - 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 - 避難指示が発令された場合
---------------------	---

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度 4 程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

津波到達時間が長い場合

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検・準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)					
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒ 様式12

警戒レベル2 ↓ 注意体制	「遠地地震に関する情報」の中で津波の到達予想時刻等の情報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	- 高齢者等避難が発令された場合 - 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 - 避難指示が発令された場合

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとなっている。

施設利用者の人数や特性等から、施設利用者の避難完了に多くの時間を要する場合には、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

迅速かつ適切な避難行動のため備えておくべき事項

①避難先、移動距離及び避難方法

②避難経路

避難先、移動距離及び避難方法

①適切な支援を提供できる**系列施設**や**同種類似施設**

②市町村が指定する**指定緊急避難場所**

※①→②の順に検討

津波	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☐	台 車椅子	2時間	強い地震発生 津波注意報など
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☒	☐	台 車椅子	1時間	強い地震発生 津波注意報など
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	台 車椅子	40分	強い地震発生 津波注意報など

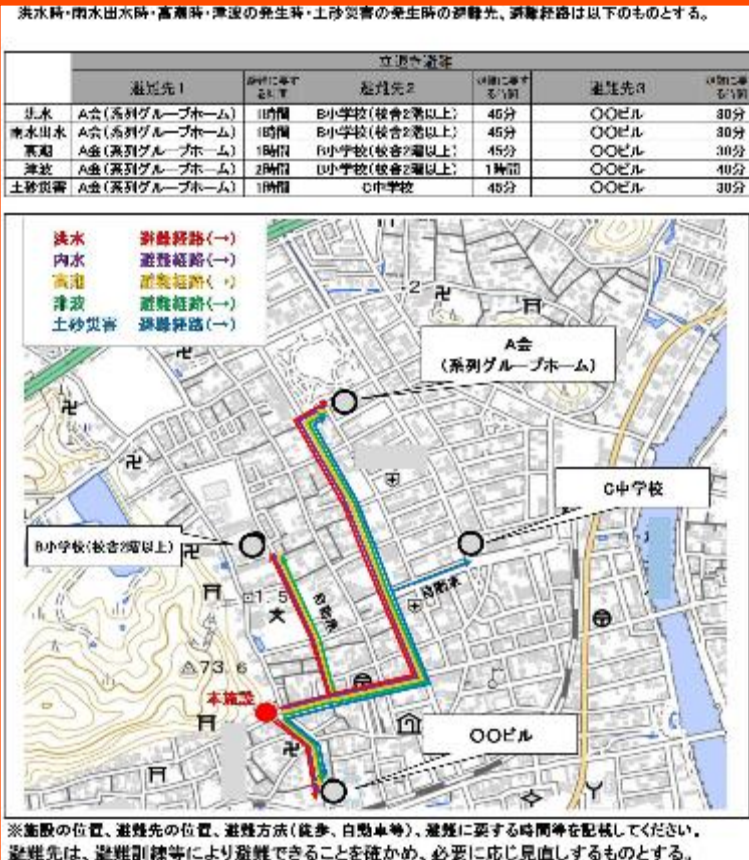
屋内安全確保について(以下に該当するか検討の上、選択するか慎重な判断が必要)

- ・土砂災害警戒区域や津波による浸水のおそれがある区域等に存してないこと
- ・浸水しない居室があること
- ・一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

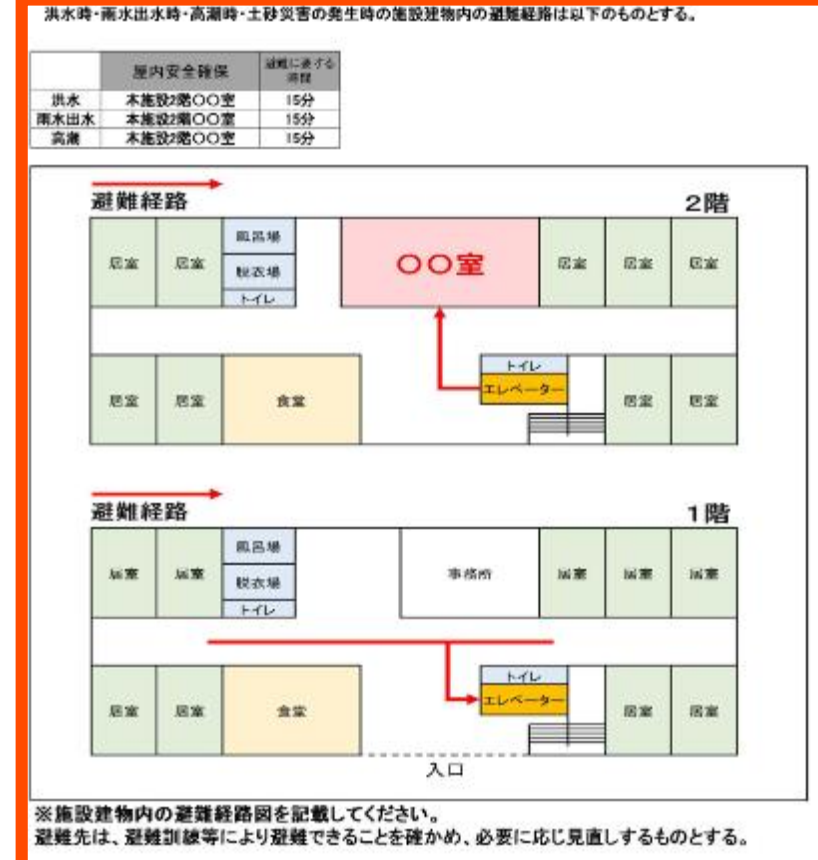
避難経路

避難訓練等により避難経路の確認、
必要に応じて見直しするものとする

【施設周辺の避難地図】



【施設建物内の避難経路図】



e-かなマップによる避難経路図の作成方法

「e-かなマップ」を活用し、避難経路図を作成することで・・・

- ◆ 津波浸水想定マップ上に避難経路を描画することで、
施設独自の避難経路図を簡易に作成できます。
- ◆ 完成図を画像データとして保存することで、繰り返し印刷できます。

作成上の注意点

- ✓ 避難目標地点は、**津波浸水想定外**の場所とします。あくまでも、緊急的に避難する**一時避難**であり、長期的に滞在する二次避難とは異なります。
- ✓ 避難経路は災害時に道路閉塞等により**通行できない可能性**があるため、できる限り**複数経路**を想定しましょう。
- ✓ **海側**へは避難せず、**河川の横断**は避けましょう。

e-かなマップによる避難経路図の作成方法

1.「防災と安全」をクリック



2.「津波浸水想定マップ」をクリック



e-かなマップによる避難経路図の作成方法

3.「利用許諾」の確認

地図等を印刷し、再配布、再販を行うこと

商用転用すること

第三者または神奈川県に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れがある行為

公序良俗に反する行為、またはその恐れがある行為

犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れがある行為

上記を含め国等が定めた法令に反する行為

その他、神奈川県が不適切と判断する行為

免責事項

- 本サイトで提供する地図情報の完全なる正確性、実際の完全性を保証するものではありません。
- 全ての閲覧者または機器上で正常に動作することを保証するものではありません。
- 利用者が求めるサービスの全てを提供することを保証するものではありません。
- 神奈川県は、利用者が本サイトの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。
- また、直接・間接的な理由を問わず、本サイトを利用したことにより発生した損害・損失について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- 本サイトは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。
このことにより発生したいかなる損害・損失についても、一切の責任を負いません。
- コンテンツの作成時期等により、現状を正確に反映していない場合があります。
- 地図や画像は、土地の境界または建物等の位置を正確に表示するものではありません。
また、コンテンツの表示位置は、形状によっては、多少ズレが生じる場合があります。
- 閲覧しているパソコン環境により、本サイトが正常に閲覧できない場合があります。

利用規約の変更

- 本利用規約は、予告なく変更することがあります。

利用許諾をお読みいただき、
同意いただける場合は、
「同意する」をクリックする。

同意する

同意しない

4.住所の入力

神奈川県 e-かなマップ

トップページ > 利用許諾 > 位置選択

表示マップ: 津波風水害想定マップ

郵便番号・住所から探す

郵便番号・住所またはその一部を入力してください。

茅ヶ崎市汐見台3番11号

検索

住所一覧から選択する場合はこちら

地図から探す

地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。

目標物から探す

目標物の名称やその一部を入力してください。

入力例: 市SGF、ホール

検索

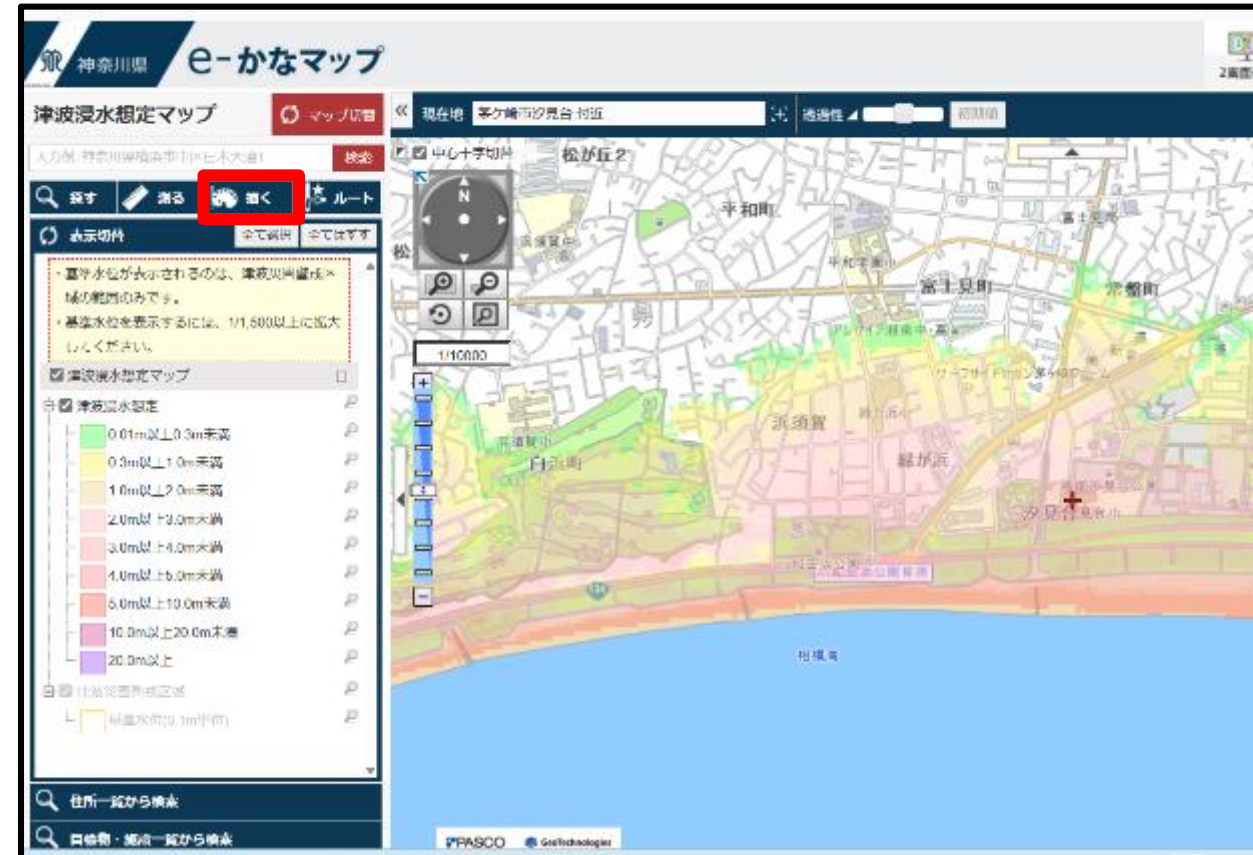
赤枠の欄に、
施設住所を入力し、
「検索」をクリックする。

e-かなマップによる避難経路図の作成方法

5.該当リストから対象住所をクリック

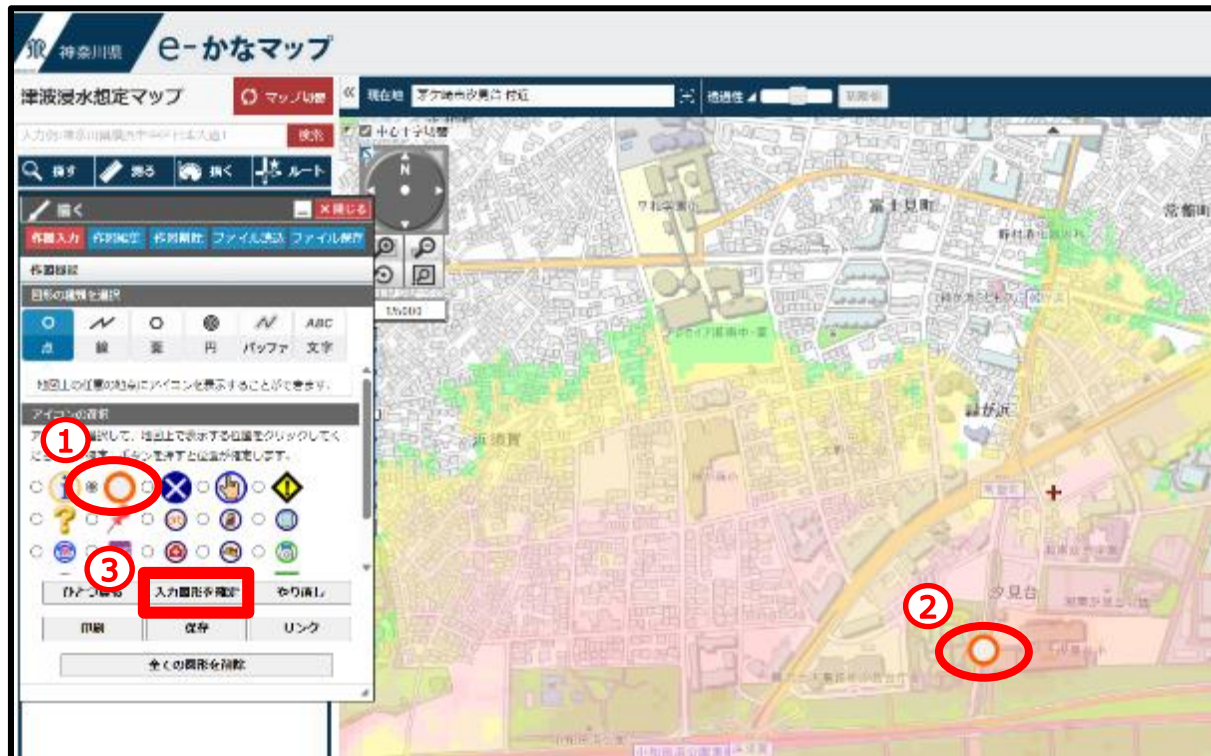


6.避難経路の描画(「描く」をクリック)



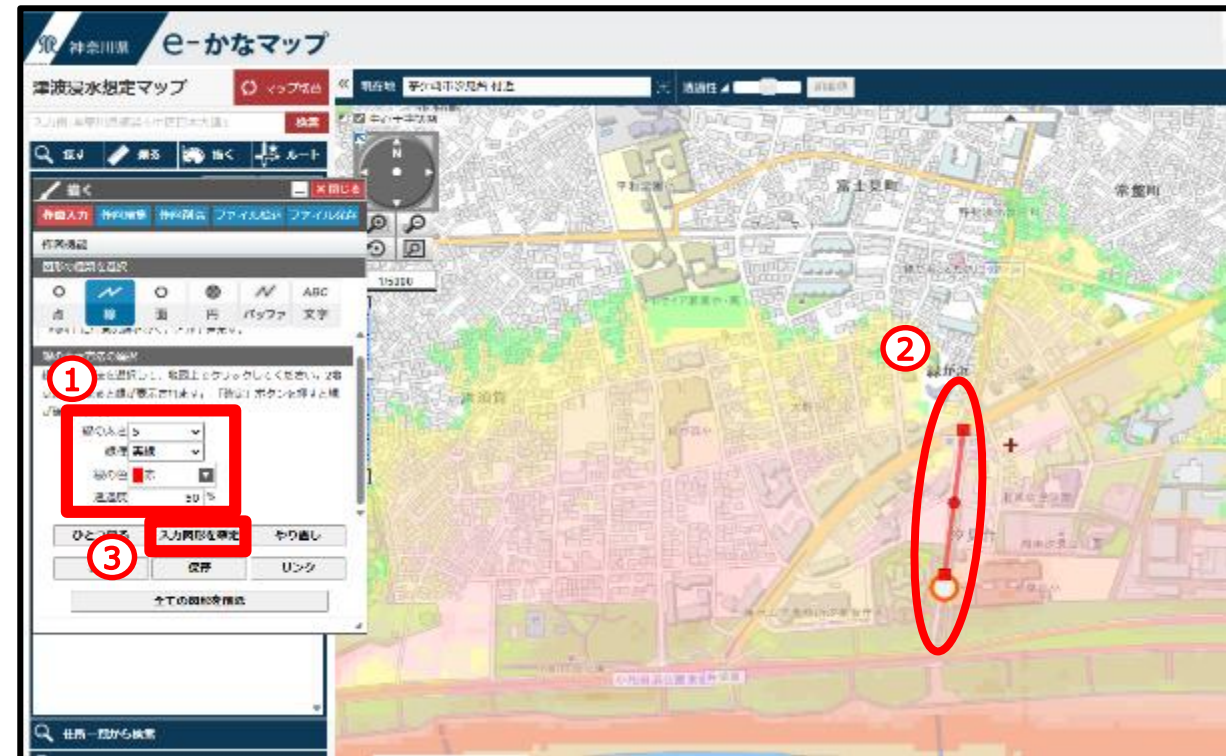
e-かなマップによる避難経路図の作成方法

7. 避難経路の描画(アイコンの描画)



1. 任意のアイコンを選択する。
2. 地図上の描画したい箇所をクリックする。
3. 「入力図形を確定」をクリックする。

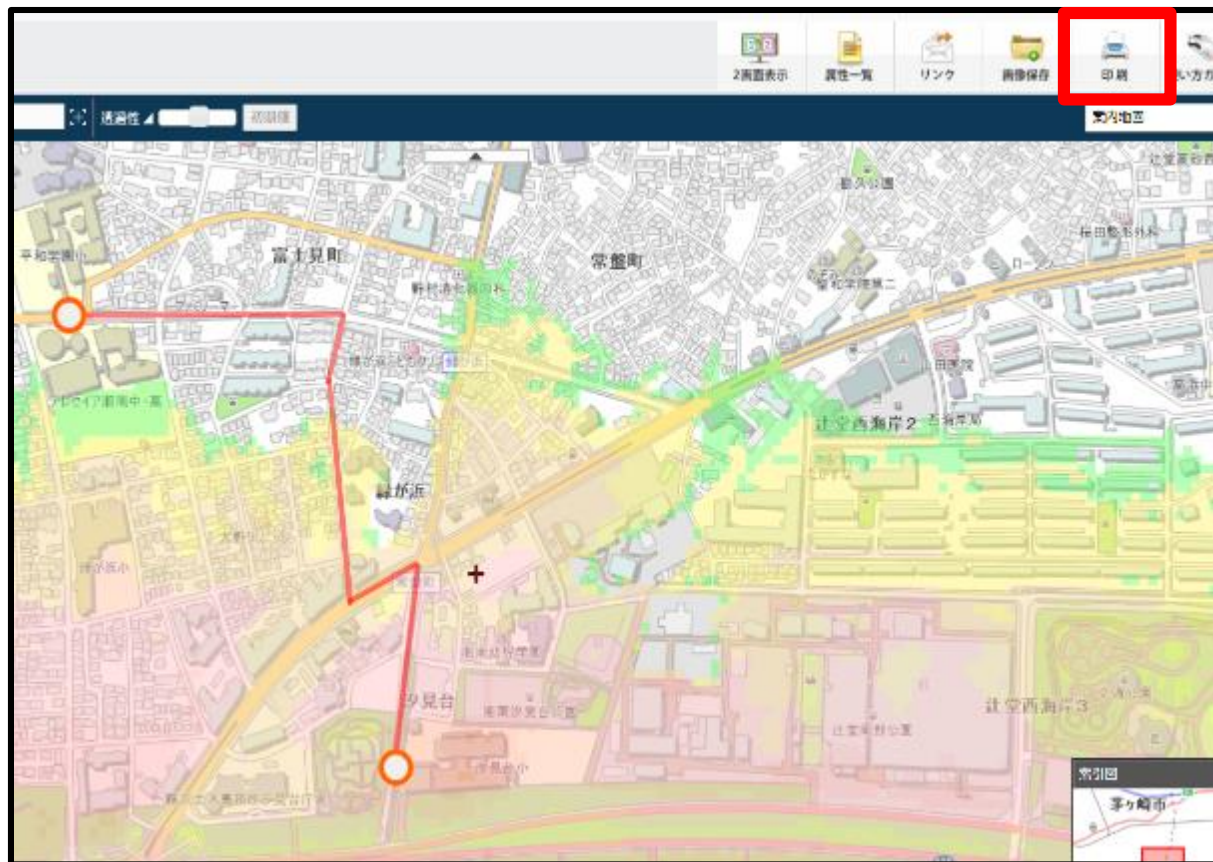
8. 避難経路の描画(線の描画)



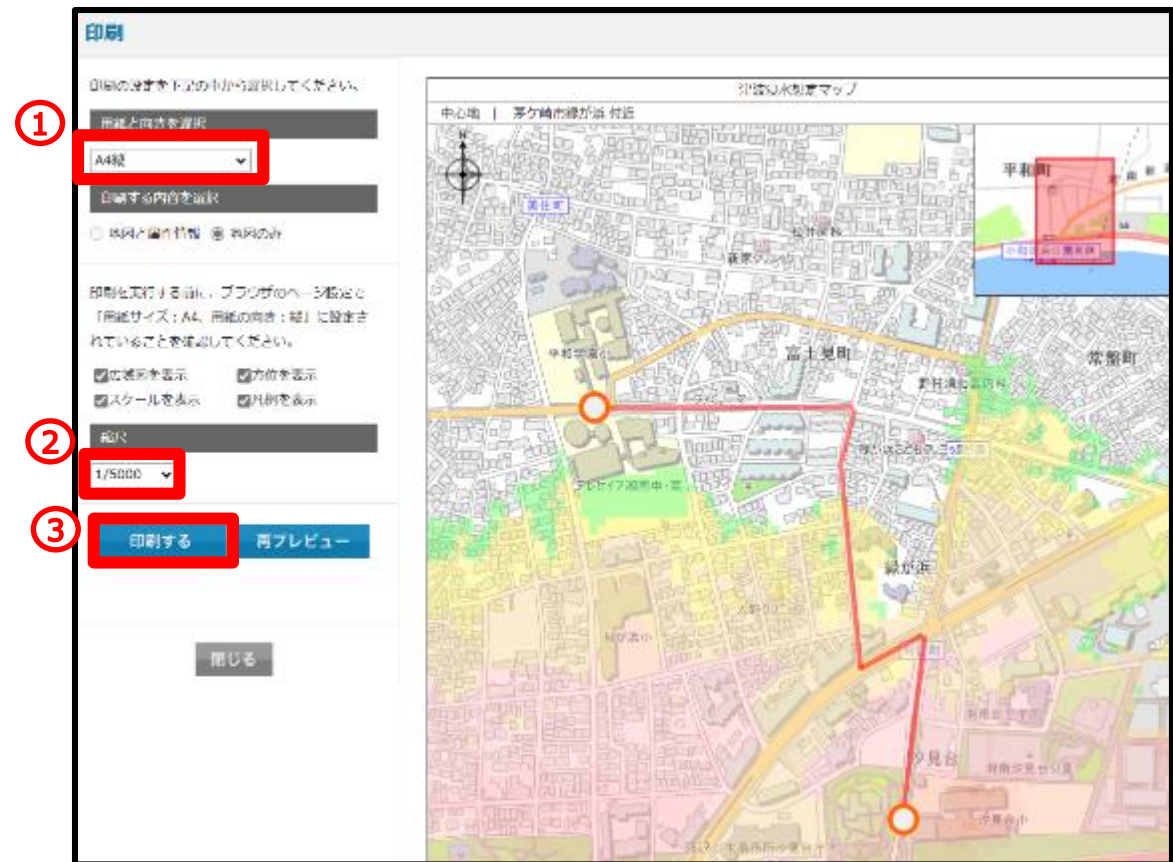
1. 線の太さ、色等を選択する。
2. 地図上の2点以上をクリックする。
3. 「入力図形を確定」をクリックする。

e-かなマップによる避難経路図の作成方法

9.「印刷」をクリック



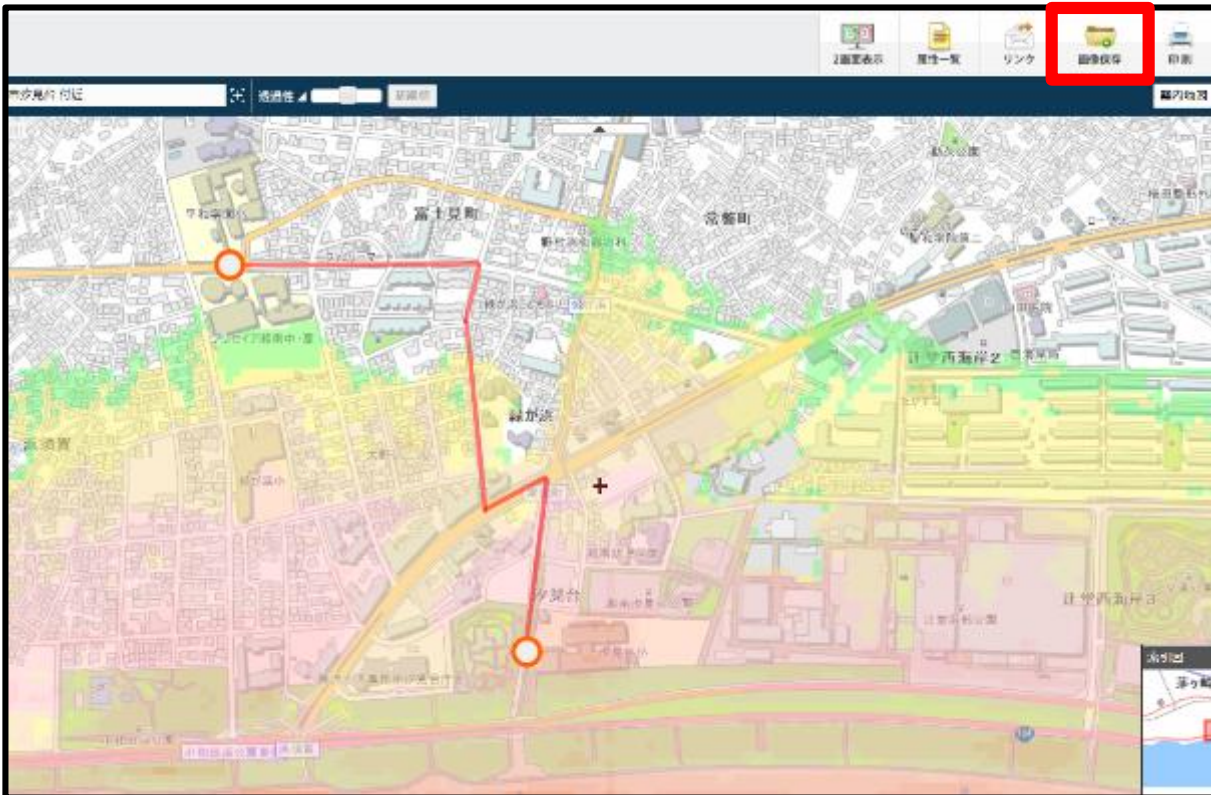
10.印刷する



- 1.用紙サイズ等を選択する。
- 2.縮尺を選択する。
- 3.「印刷する」をクリックする。

e-かなマップによる避難経路図の作成方法

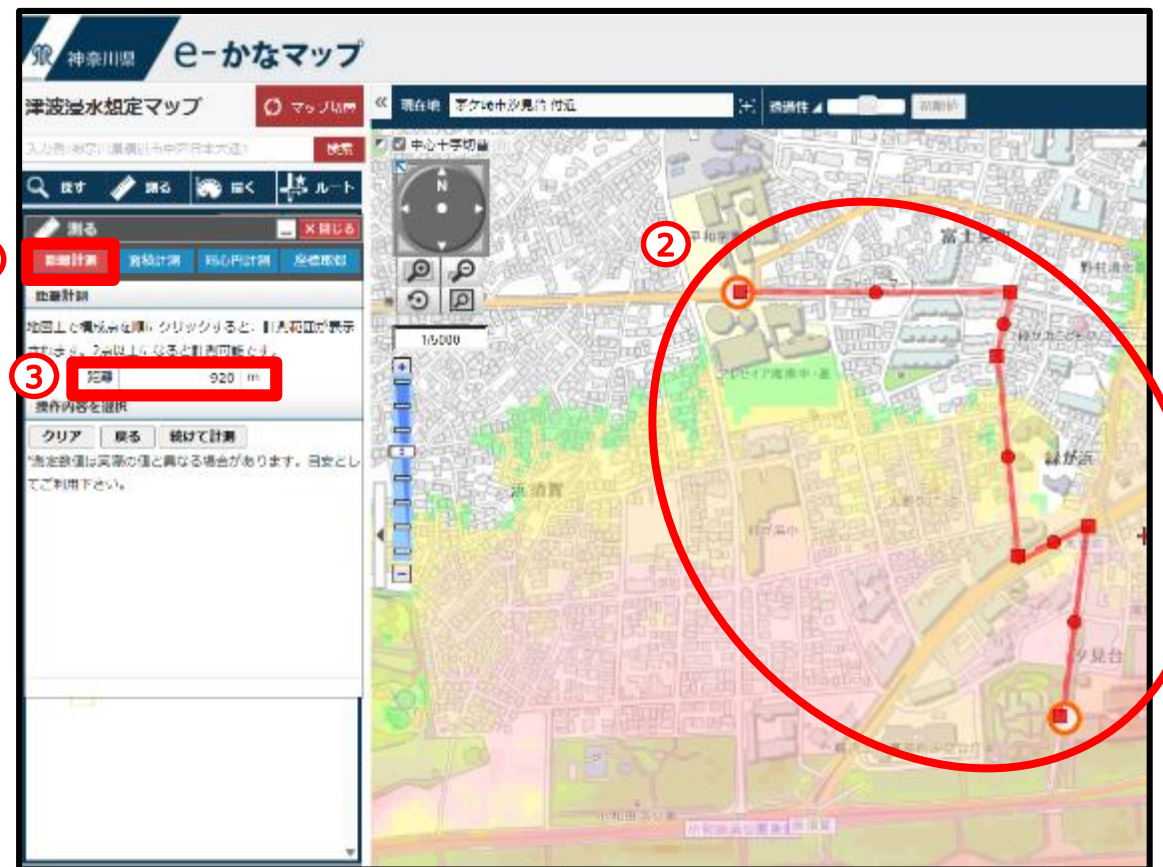
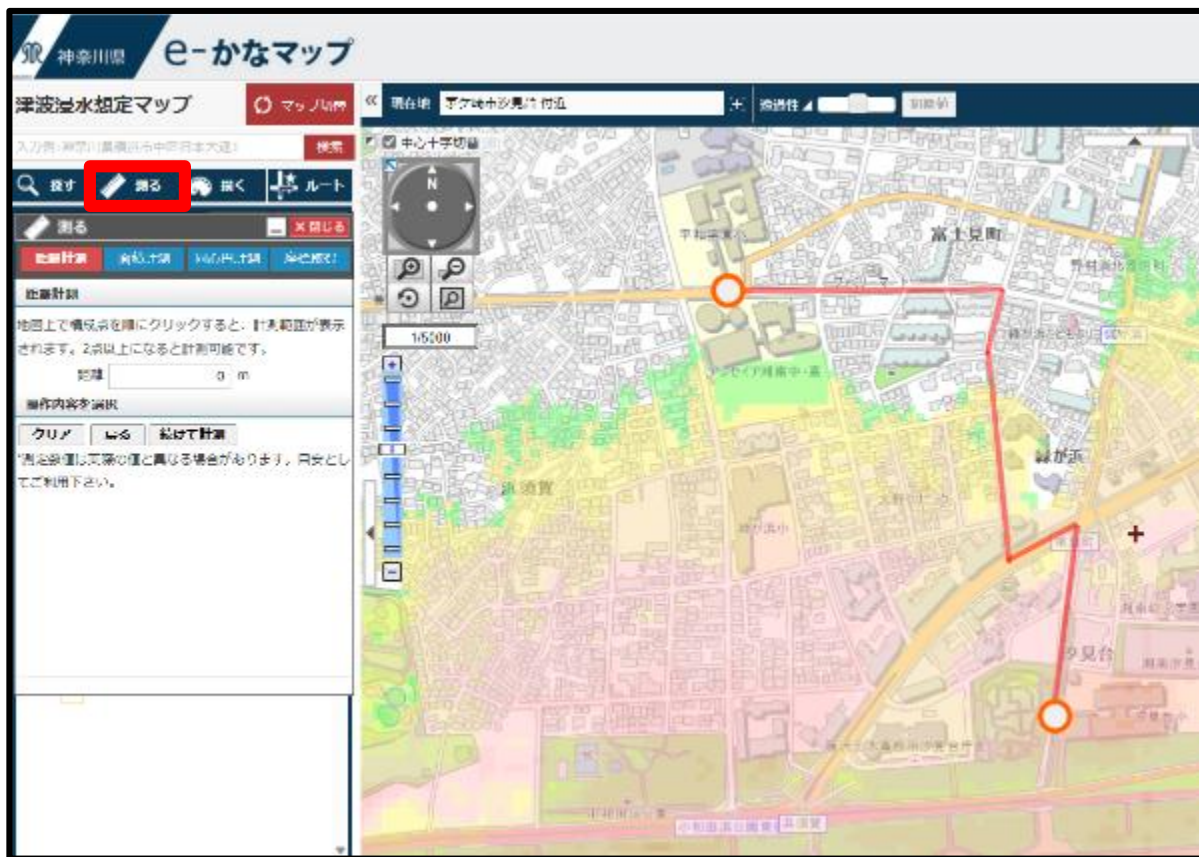
【参考1】:画像データとして保存する



1. サイズ、保存形式、縮尺を選択する。
2. 「表示画像をファイル保存」をクリックする。

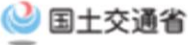
e-かなマップによる避難経路図の作成方法

【参考2】:距離の測定



1. 「距離計算」をクリックする。
2. 計算したい経路上の2点以上をクリックする。
3. 選択した区間の距離が表示される。

参考資料 要配慮者利用施設の浸水対策（国交省HP）

 Google 検索 English

文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げ・ルビ振り 検索方法 サイトマップ

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お問い合わせ・申請

防災

水管理・国土保全トップ 河川 ダム 砂防 海岸 水資源 下水道 防災 環境 利用 国際 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 防災 > 自衛水防（企業防災） > 要配慮者利用施設の浸水対策

メニュー 自衛水防（企業防災）トップ 地下空間の浸水対策 要配慮者利用施設の浸水対策 工場・事務所等の浸水対策 災害情報普及支援室一覧

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



お知らせ

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、手引き等に記載されている「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3高齢者等避難」に、「警戒レベル4避難勧告、避難指示（緊急）」は「警戒レベル4避難指示」に、「警戒レベル5災害発生情報」は「警戒レベル5緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いします。

参考資料 要配慮者利用施設の浸水対策（国交省HP）

避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等

- 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)([PDF:5.4MB](#))

- 様式編

- 社会福祉施設 ([XLSX:1.7MB](#))
- 学校 ([XLSX:1.8MB](#))
- 医療施設 ([XLSX:1.8MB](#))

- 記載例

- 社会福祉施設 ([PDF:4.2MB](#))
- 学校 ([PDF:7.6MB](#))
- 医療施設 ([PDF:7.8MB](#))

- 避難訓練実施報告書（様式例）

- 社会福祉施設([WORD:40KB](#))
- 学校 ([WORD:40KB](#))
- 医療施設 ([WORD:41KB](#))

- 避難確保計画チェックリスト

- 社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト ([WORD:27.6KB](#))
- 医療施設における避難確保計画チェックリスト ([WORD:28.5KB](#))

- 動画

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント（約18分）([YouTube](#)) **NEW**

● [過去の手引きはこちら](#)

動画内容

- 要配慮者利用施設における避難確保の重要性
- 災害リスク等の確認
- 防災体制
- 情報収集・伝達
- 避難に必要な設備や備蓄品
- 防災教育及び避難訓練

茅ヶ崎市ホームページ

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001315/1031265.html>

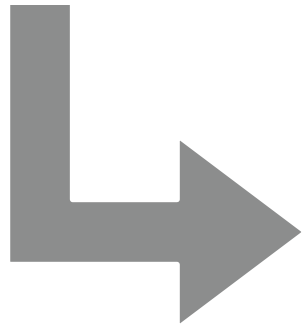


二次元コード

- ・ 避難確保計画のひな形
- ・ 避難確保計画の作成の手引き
- ・ 訓練実施結果報告書
- ・ 各種ハザードマップ （津波ハザードマップは令和7年9月中に掲載予定）
- ・ まっぷdeちがさき
- ・ e-かなマップ（神奈川県ホームページ）

茅ヶ崎市からのお知らせ

茅ヶ崎市の**地域防災計画の修正は令和8年2月**を予定しています。
津波災害警戒区域内に施設があり、施設の名称と所在地が地域防災計画に記載されると、避難確保計画の作成等が**義務**となります。



義務

- ①避難確保計画の**作成**、市町村長への**報告**、**公表**
- ②避難確保計画に基づく**避難訓練**の実施と
市町村長への**結果報告**

令和8年2月27日（金）までに避難確保計画を作成し、ご提出をお願いいたします。
避難確保計画の作成に合わせて訓練を実施し、訓練結果も合わせてご報告いただくことも可能です。

茅ヶ崎市からのお知らせ

対象施設	問合わせ・提出先		電話番号
高齢者施設	介護保険課	給付担当	0467-81-7164
障がい者利用施設	障がい福祉課	障がい者支援担当	0467-81-7160
保育園・幼稚園	保育課	保育指導担当	0467-81-7174
放課後児童クラブ	青少年課	児童クラブ担当	0467-81-7228
公立小・中学校	学校教育指導課	指導担当	0467-81-7224
病院	保健所 地域保健課	地域保健担当	0467-38-3314
上記以外の施設	防災対策課	防災担当	0467-81-7127